

## 意見提出手続結果報告書

次の、「佐伯市障がい者計画（第4次）」（案）、「佐伯市障がい福祉計画（第7期）」（案）、「佐伯市障がい児福祉計画（第3期）」（案）に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名 称** 「佐伯市障がい者計画（第4次）」（案）  
「佐伯市障がい福祉計画（第7期）」（案）  
「佐伯市障がい児福祉計画（第3期）」（案）

### 2 意見募集期間

令和6年1月4日(木曜日)から令和6年2月5日(月曜日)まで

- 3 意見提出件数** 1件

### 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

#### 【意見】

- 「聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議」について

令和3年3月に「ともに生きる佐伯市手話言語条例」が制定されましたが、その後の具体的な施策については意見を言う場がないのが現況です。

65ページ「情報アクセシビリティ」、67ページ「コミュニケーション支援」、99ページ「意思疎通支援事業」において聴覚障がい者についての記述がありますが、前計画の19ページにあった「聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議を行う」という記述をどこかに入れてもらえたらと意見します。

#### 【実施機関の考え方】

本計画に係る各施策の実施にあたっては、各関係機関等との連携が必要と認識しており、計画の中では「第1部 第3章 計画の推進体制」の項において、「障がい者団体との連携」を記載しています。ご意見をいただきました「聴覚障がい者団体等と協議」を開催しながら、聴覚障がい者等へ対する施策の推進を図ってまいりたいと考えています。

## 5 意見に基づいて修正した内容等

なし

## 6 問い合わせ先

福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係

電 話 0972 - 22 - 4514

電子メール [syougai@city.saiki.lg.jp](mailto:syougai@city.saiki.lg.jp)